

第5章 申請の手続き

5. 1 排水設備等工事計画確認申請書の提出

排水設備の新設、増設又は改築を行う場合は、あらかじめ、その計画が法令および排水設備の設置および構造の技術基準に適合することについて申請し、管理者の確認を受けなければならない。【条例第4条第1項】ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。

5. 2 排水設備の軽微な変更

排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) ますの取替及び修繕
- (2) トラップ、ストレーナー、衛生器具等の取替

5. 3 提出書類

排水設備等の新設等を行おうとする者は、排水設備等工事計画確認申請書（以下『確認申請書』という。）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。【条例施行規程第3条第1項】

(1) 位置図

方位は北を上とし、縮尺は1／1000～1／1500を基本とする。ただし、建築や集合住宅の規模に合わせ、図面サイズおよび縮尺を変更しても差し支えない。

(2) 排水設備工事設計図

ア 平面図

- ① 方位は北を上とし、縮尺は1／100を基本とする。ただし、建築や集合住宅の規模に合わせ、図面サイズおよび縮尺を変更しても差し支えない。
- ② 設置場所に隣接する土地との境界線は一点鎖線とする。
- ③ 固着する公共汚水ますから汚水排水する下水道本管が埋設される接道、および雨水排水を放流しようとする接道の形状・側溝、もしくは水路の形状を表示すること。
- ④ 汚水は赤線、雨水は青線とし、それぞれ新設・改築は実線、既設は破線とすること。
- ⑤ 図面記号は、設計図様式に記載の凡例を使用することを基本とする。
- ⑥ 単位は省略する。数字表記の管経はミリメートル、延長はメートルとする。
- ⑦ 庇の投影線を点線で表記すること。
ガーデンパン等の屋外水栓は、雨水の混入がないよう原則庇の下に設けること。
- ⑧ 各汚水ますはアルファベット表記（Y（合流ます））、YS（段差付き合流ます）、UT（トラップ付き合流ます）など、口径、深さを記入するものとする。
- ⑨ 公共汚水ますはます深、管径を記入するものとする。

イ 立面図 建物を真横から見た図とし、配管および器具を明記する。

（系統が複雑な場合、系統ごとに線色を分けるなど、見やすいものとする）

ただし、戸建て住宅の場合は省略することができる。

ウ 縦断面 横は平面図の縮尺に準じ、縦は縮尺 20 分の 1 以上とし、公共ますまで表示すること。

ただし、戸建て住宅の場合は省略することができる。

(3) 除害施設またはポンプ施設を設けるときは、その形状寸法および能力を表示した図面。除害施設を設置する場合にあっては、除害施設設置計画書とその添付書類。

(4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

5. 4 完了検査

(1) 排水設備工事の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、工事の完了した日から 7 日以内にその旨を管理者に届け出て検査を受けなければならない。【条例第 6 条第 1 項】

(2) 責任技術者は、排水設備工事が竣工した際に行われる完了検査に立ち会わなければならない。【川西市下水道排水設備指定工事店規程第 14 条第 2 項】

(3) 管理者は、検査をした結果、その工事が法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備工事等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付する。【条例第 6 条第 2 項】

(解説)

(1) 竣工図書の提出

ア 完了検査は事前に窓口もしくは電話での予約が可能だが、必ず検査日の 2 営業日前までに竣工図書を提出すること。また、規模が大きい建築物や、特定事業場など特殊な器具を有する排水設備の場合は、竣工図書の確認と現地での完了検査に時間を要するため、少なくとも検査予定日の 1 週間（5 営業日）前には竣工図書を提出すること。

なお、建築物の構造によっては、提出時期を管理者より別途指示する場合がある。

イ 竣工図書は以下の通りとする。

- ① 排水設備等工事完了届 兼 検査依頼書
- ② 公共下水道使用開始(休止、廃止、再開、変更)届
- ③ 竣工図
- ④ その他必要書類

ウ 責任技術者は、完成後に必ず自社検査を行い、下表の点検内容に異常が無いことを自らの責任において確認し、現地と齟齬のないように竣工図書を作成すること。

図面記載	方位、縮尺、道路、境界、建物配置、公共ます、流向を正しく記載した。
	汚水流出箇所（台所・浴室・洗濯場・便所等）の位置・種別を正しく記載した。
	除害・ポンプ施設の位置を正しく記載した。
	排水管の経路・種別・内径・延長、ますの位置・勾配・種別を正しく記載した。
排水設備	排水管、ますの接続を確実にし、不明水の流入・浸入がないよう施工した。
	排水管、ます、汚水流出箇所、除害施設・ポンプ施設を図面通り設置した。
	器具防臭等で防臭対策し、通気を確保した。
	排水を行い、誤接、排水不良、漏水がなかった。

※その他、下水道に関する法令、条例、規程その他管理者が定めるものに従い、排水設備工事を施工すること。

(2) 検査前の注意事項

円滑な竣工検査のため、以下の事項に注意すること。

ア 屋内の排水器具からの排水状況を検査するため、家屋等への立ち入りにあたり建物管理者への承諾、外構工事業者への周知、解錠の確認等事前に関係者と調整しておくこと。外構工事中や家屋が施錠のままでは検査を中止することがある。

イ あらかじめ排水設備の清掃をしておくこと。

ウ 検査直前に雨水・汚水のます蓋はすべて開けておくこと。

エ 宅内からの通水が可能な状態にしておくこと。

オ 検査時に工事の手直しや図面訂正等の指示を受けた場合、1週間以内に是正すること。やむを得ず、1週間以内に是正ができない場合においては、事前に検査員に相談すること。